亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月31日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第9号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則(平成18年亀山市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の2号を加える。

- (9)亀山市地域社会振興会との連絡調整に関すること。
- (10)総合教育会議に関すること。
 - 第4条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とする。
 - 第5条第9項第4号中「地域振興施設」を削る。
- 第 6 条 第 2 項 中 第 1 0 号 を 第 1 1 号 と し 、 第 9 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。
- (10)生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援に関すること。
- 第6条第6項第4号中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に 改める。
 - 第8条第8項に次の5号を加える。
- (12)公共下水道事業の予算及び決算に関すること。
- (1 3) 公共下水道事業の出納その他の会計事務に関すること。
- (14)公共下水道事業の資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (15)公共下水道事業の物品の購入契約その他契約に関すること。
- (16)公共下水道事業の起債及び一時借入金に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。